**令和６年能登半島地震等による被災を証する書類（施設）※水災用**

チェックリスト
施設－４

**１０/１５更新**

令和　　年　　月　　日

　　（補助事業者）　　様

　　　　　　　　　　（調査建築士）

住　所

名　称

連絡先　　　　（　　）

以下の施設について、令和６年能登半島地震等による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保有建築資格種類 | 　　　　　　　　　　[登録番号　　　　　　　]　 |
| 調査年月日 |  |
| 被災建物所在 |  |
| 所有者名（補助事業者名） |  |
| 家屋番号又は附属建物種類 |  |
| 建物の種類 |  |
| 被災の原因及び状況の概略 |  |

**１　木造・プレハブの調査結果詳細**　※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

（１）【外観による判定】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目　 | チェック | 被災規模 |
| ① | 一見して建物全部が倒壊 | □ | 全壊 |
| ② | 一見して建物の一部の階が全部倒壊 | □ | 全壊 |
| ③ | 一見して建物全部が流失 | □ | 全壊 |
| ④ | 基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没 | □ | 全壊 |

（２）【浸水深による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

（２）―１　津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 建物流失又は床上1.8m以上の浸水 | ５０％以上 | □ | 全壊 |
| ② | 床上１ｍ以上1.8ｍ未満の浸水 | ４０％以上５０％未満 | □ | 大規模半壊 |
| ③ | 床上0.5ｍ以上１ｍ未満の浸水 | ３０％以上４０％未満 | □ | 中規模半壊 |
| ④ | 床上0.5ｍ未満の浸水 | ２０％以上３０％未満 | □ | 半壊 |
| ⑤ | 床下浸水 | １０％未満 | □ | 準半壊に至らない（一部損壊） |

（２）―２　※（２）―１に該当しない場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 床上1.8ｍ以上の浸水 | ４０％以上５０％未満 | □ | 大規模半壊 |
| ② | 床上1ｍ以上1.8ｍ未満の浸水 | ３０％以上４０％未満 | □ | 中規模半壊 |
| ③ | 床上0.1m以上1ｍ未満の浸水 | ２０％以上３０％未満 | □ | 半壊 |
| ④ | 床上0.1m未満の浸水 | １０％以上２０％未満 | □ | 準半壊 |
| ⑤ | 床下浸水 | １０％未満 | □ | 準半壊に至らない（一部損壊） |

**２　非木造の調査結果詳細**　※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

（１）【外観による判定】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目　 | チェック | 被災規模 |
| ① | 一見して建物全部が倒壊 | □ | 全壊 |
| ② | 一見して建物の一部の階が全部倒壊 | □ | 全壊 |

（２）【傾斜による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 外壁又は柱の傾斜が1/30以上 | □ | 全壊 |
| ② | （基礎ぐいを用いる建物について、）外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30㎝以上 | □ | 全壊 |

（３）【部位による判定】※（１）（２）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が７５％以上 | □ | 全壊 |
| ② | 建物の損害割合※（３）－①に該当しない場合 | ５０％以上 | □ | 全壊 |
| ４０％以上５０％未満 | □ | 大規模半壊 |
| ３０％以上４０％未満 | □ | 中規模半壊 |
| ２０％以上３０％未満 | □ | 半壊 |
| １０％以上２０％未満 | □ | 準半壊 |
| １０％未満 | □ | 準半壊に至らない（一部損壊） |

（留意事項）

※１　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府　令和６年５月）を参考に現地調査した結果を記載すること。

※２　複数の建物の被災状況を報告する場合、建物１棟につき１部ずつ発行すること。

※３　「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明や当該建物が分かる平面図などを添付すること。